

# 社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 役員等の報酬等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人五城目町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

## (役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、職員旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

## 《改正》 R3.7.1

## (常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

## (報酬の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、職員給与規程第13条に準じた日とする。

- 2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関に振り込むこととする。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定め

る。

#### 附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

#### 別表 1

非常勤役員等の費用弁償額	日 額	2,500 円
--------------	-----	---------

#### 別表 2

常勤役員等の報酬	月 額	100,000 円
----------	-----	-----------